(ii)　信用格付業者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権（第十五条の二に規定するものを除く。）を保有している者が格付関係者である場合

[(iii)・(iv)　略]

[(4)・(5)　略]

ロ　[略]

[八～十七　略]

[2～8　略]

第五章　高速取引行為者

第一節　総則

（登録の申請）

第三百二十六条　法第六十六条の五十の登録を受けようとする者は、別紙様式第二十九号により作成した法第六十六条の五十一第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し及び同条第二項又は第三項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類又は電磁的記録を添付して、その者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に提出しなければならない。

2　前項の登録申請書は、別紙様式第二十九号に準じて英語で作成することができる。

3　第一項の登録申請書に添付すべき書類は、英語で記載することができる。

（登録申請書の記載事項）

第三百二十七条　法第六十六条の五十一第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　外国法人であって国内における代表者を定めていない者又は外国に住所を有する個人であるときは、国内における代理人の氏名、商号又は名称

二　外国法人又は外国に住所を有する個人であるときは、国内における主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

（業務の内容及び方法）

第三百二十八条　法第六十六条の五十一第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　業務運営に関する基本原則

二　業務執行の方法

三　業務分掌の方法

四　取引戦略ごとに、当該取引戦略の概要（次に掲げる事項を含む。）

イ　取引戦略の類型

ロ　高速取引行為に係る金融商品取引所等の名称又は商号

ハ　高速取引行為の対象とする有価証券又は市場デリバティブ取引の種類

五　高速取引行為に係る業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者の氏名及び役職名

六　高速取引行為に係る業務を管理する責任者の氏名及び役職名

七　高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の概要、設置場所及び保守の方法

八　高速取引行為に係る電子情報処理組織その他の設備の管理を十分に行うための措置の内容

(ii)　信用格付業者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権（第十六条に規定するものを除く。）を保有している者が格付関係者である場合

[(iii)・(iv)　同上]

[(4)・(5)　同上]

ロ　[同上]

[八～十七　同上]

[2～8　同上]

[章を加える。]